

FAQ Index

よくある質問 / 目次

台湾進出について

- Q1. 台湾における会社形態を教えてください。 _____ P.3
- Q2. 現地法人（株式会社等）、支店、駐在員事務所の違いを教えてください。
- Q3. 拠点形態により税務上の扱いは異なりますか。
- Q4. 外国資本の制限について教えてください。
- Q5. 台湾には最低資本金等の制限はありますか。 _____ P.4
- Q6. 現地法人設立の概要を教えてください。
- Q7. 法人登記はどの住所でも可能ですか。
- Q8. 訴訟・非訴訟代理人とは何ですか。
- Q9. 現金以外の出資方法を教えてください。 _____ P.5
- Q10. 台湾の会社法上の役員（董事）の責任範囲を教えてください。
- Q11. 総経理と董事長について教えてください。
- Q12. 法人設立前に発生した経費はどのように処理すればいいですか。
- Q20. 保税取引とは何ですか。
- Q21. 関税とは何ですか。
- Q22. 印紙税とは何ですか。 _____ P.13
- Q23. 移転価格税制について教えてください。
- Q24. 移転価格報告書の作成義務について教えてください。
- Q25. 営業税とは何ですか。
- Q26. 台湾の営業税は内税方式ですか、外税方式ですか。 _____ P.14
- Q27. 営業税の納税義務者は誰ですか。
- Q28. 営業税の仕入控除について教えてください。
- Q29. ゼロ税率とは何ですか。 _____ P.15
- Q30. ゼロ税率の還付計算を教えてください。
- Q31. 外国法人でも営業税の申告は必要ですか。 _____ P.16
- Q32. 輸入品の営業税について教えてください。

会計税務について

- Q1. 統一發票とは何ですか。 _____ P.6
- Q2. クレジットカードの手数料にも統一發票は発行されますか。
- Q3. 手数料と相殺した純額で統一發票を発行することは可能ですか。
- Q4. 返品・値引時に発行する「折讓單」とは何ですか。 _____ P.7
- Q5. 統一發票を書き損じた場合の処理について教えてください。
- Q6. 前受金の受領時にも統一發票は発行されるのですか。 _____ P.8
- Q7. 統一發票の発行のタイミングは業種により異なるのですか。
- Q8. 法人税の申告書に記載する関係者間取引について教えてください。
- Q9. サンプル品にも関税はかかりますか。
- Q10. 台湾には外国税額控除制度はありますか。 _____ P.9
- Q11. 源泉徴収と申告について教えてください。
- Q12. 営業税の申告スケジュールを教えてください。
- Q13. 法人税の申告スケジュールを教えてください。
- Q14. 台湾の主要税目について教えてください。 _____ P.10
- Q15. 税金の申告納付はインターネット上からでもできますか。
- Q16. 現地法人と支店では税負担は異なりますか。 _____ P.11
- Q17. 台湾の税制優遇策を教えてください。
- Q18. 日本法人に支払う技術指導料には源泉税が課されますか。
- Q19. 所得別の源泉税率を教えてください。 _____ P.12
- Q33. 越境 EC でサービス（役務）提供を行う外国法人の営業税の取扱いを教えてください。
- Q34. サイエンスパークの管理費は営業税の課税対象ですか。 _____ P.17
- Q35. 個人家主の家賃収入は営業税の課税対象ですか。
- Q36. 台湾法人が外国人に支払う設計費用は営業税の課税対象になりますか。
- Q37. 会社の解散・清算時の残余財産分配に営業税はかかりますか。
- Q38. 外国法人が技術者を派遣して台湾内に所在する機器を修理する行為は営業税の課税対象になりますか。 _____ P.18
- Q39. 自社商品を他社に無償提供する場合でも、統一發票は発行しなければなりませんか。
- Q40. 国外から保税区に直接搬入した物品は輸入行為に該当しますか。
- Q41. 保税区の営業人が課税区に保税品を販売する行為は、営業税の課税対象になりますか。 _____ P.19
- Q42. 現物出資による第三者割当増資の引受けは営業税の課税対象でしょうか。
- Q43. 営業税のゼロ税率と免税の違いについて教えてください。 _____ P.20
- Q44. 営業税のゼロ税率が適用される物品及び役務を教えてください。
- Q45. 営業税の免税項目を教えてください。
- Q46. 営業税の輸入非課税項目を教えてください。
- Q47. 会社の資産を売却処分する場合、営業税は課されますか。 _____ P.21
- Q48. 三国間貿易（仲介貿易）のコミッション収入はゼロ税率を適用できますか。
- Q49. 従業員の食事手当は営業税の控除対象となりますか。
- Q50. 営業税の還付を受けられるケースについて教えてください。

FAQ Index

よくある質問 / 目次

人事労務について

- Q1. 外国人が台湾で就業する際、必要となる手続は何ですか。 _____ P.22
- Q2. 就労許可証・居留証とは何ですか。
- Q3. 外国人駐在員の家賃等を会社経費にする要件を教えてください。
- Q4. 外国人駐在員家族の健康保険加入要件を教えてください。 _____ P.23
- Q5. 台湾の社会保険制度について教えてください。
- Q6. 社会保険料の納付はインターネット上でも可能ですか。 _____ P.24
- Q7. 医療機関受診時の保険適用要件について教えてください。
- Q8. 健康保険の加入手続について教えてください。
- Q9. 健康保険料はどのようにして決まるのでしょうか。
- Q10. 健康保険料の納付方法を教えてください。
- Q11. 労働者保険（労工保険）について教えてください。 _____ P.25
- Q12. 従業員退職金制度の概要を教えてください。
- Q13. 退職金の運用は誰が行うのですか。 _____ P.26
- Q14. 退職金はどのように受け取るのですか。
- Q15. 従業員の解雇手続について教えてください。
- Q16. 就業規則は作成する必要がありますか。
- Q17. 従業員を採用する際の留意点を教えてください。
- Q18. 台湾には「内定」や「試用期間」の習慣はありますか。 _____ P.27
- Q19. 健康診断の受診義務について教えてください。
- Q20. 法定労働時間について教えてください。
- Q21. 台湾の法定休暇について教えてください。 _____ P.28
- Q22. 台湾の週休二日制（例假日と休息日）について教えてください。 _____ P.29
- Q23. 残業代の計算方法について教えてください。
- Q24. 選挙投票日に出勤した際の給与はどうなりますか。 _____ P.30
- Q25. 変形労働時間制の届出制度について教えてください。
- Q26. 祝日（法定休暇）の残業で注意することはありますか。
- Q27. 有給休暇の買取り義務について教えてください。

お支払いについて

- Q1. 現在すでに別の会計事務所に依頼していますが、見積りだけお願いすることは可能でしょうか。 _____ P.31
- Q2. 支払は日本円と台湾ドルのどちらになりますか。
- Q3. 単発で台湾の業界調査を行いたいのですが依頼は可能ですか。

通訳・翻訳について

- Q1. 台湾に拠点はないのですが、台湾企業との取引があります。交渉や通訳翻訳のサポートは可能ですか。
- Q2. 貴社に通訳を依頼するメリットについて教えてください。

コンサルティングについて

- Q1. 初回相談は無料ですか。 _____ P.32
- Q2. 月単位での契約は可能ですか。
- Q3. 地方の会社のコンサルティングも対応可能ですか。
- Q4. 台湾拠点のローカル従業員とのコミュニケーションをお願いしたいのですが、可能ですか。
- Q5. 現在、台湾のローカルの会社と取引をしていますが、細かいニュアンスがうまく伝わらず双方に誤解が生じていますが、サポートしていただけますか。
- Q6. 「小回りが効く」「対応が早い」という印象ですが、何か秘訣があるのですか。 _____ P.33
- Q7. 人事労務の相談や登記手続の代行もお願いできますか。
- Q8. 一般のコンサルティング会社と何が違うのですか。
- Q9. 顧問契約を結ぶと、どのようなコンサルティングをしてもらえるのですか。
- Q10. こちらからの要望に対して柔軟に対応いただけますか。 _____ P.34
- Q11. 費用はどのくらいかかるのですか。
- Q12. まだ具体的な依頼事項はないのですが、今後 M&A や業務提携等を模索中です。検討段階でのアドバイスをお願いすることは可能ですか。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「台湾進出」についてのご質問

Q1. 台湾における会社形態を教えてください。

台湾の会社法が規定する会社は、①株式会社、②有限会社、③合資会社、④合名会社の4種類です。外国人（外国法人）であっても、投資審議委員会の認可を得れば、いずれの形態でも設立は可能ですが、実務上は①の株式会社を選択するケースが多いです。

Q2. 現地法人（株式会社等）、支店、駐在員事務所の違いを教えてください。

現地拠点に期待する役割や目的によって選択する形態は異なります。現地拠点で、営業活動を行い、収益の獲得を予定しているのであれば、現地法人か支店のいずれかを選択します。一方、本格的な営業活動の前段階の現地調査や情報収集を主な目的としているのであれば、初期費用と運営コストが少ない駐在員事務所を選択します。そのほか、あまり認知されてはいませんがプロジェクトベースで設置・解体が行える工事事務所という納税単位の活用もあります。法人格はありませんが、プロジェクトが完了次第、撤退するような場合に向いています。

Q3. 拠点形態により税務上の扱いは異なりますか。

変わりません。現地法人（株式会社等）も支店も法人税率は一律20%、営業税は5%を適用します。また、事業所の規模や資本金額により税負担が異なる制度（日本の外形標準課税に相当）もありません。

駐在員事務所については、営業行為ができませんので、法人税及び営業税は発生しませんが、駐在員の給与や個人家主への支払いに係る源泉税の申告・納付は必要となります。

Q4. 外国資本の制限について教えてください。

台湾では、国防や公序良俗に不利な影響を及ぼすもの、法律上禁止されている行為を除き、外国人による投資は原則自由となっています。

但し、出資金のうち中国資本の占める割合が直接または間接投資で30%を超える場合には、「外国人投資条例」ではなく、「大陸地区人民來台投資許可弁法」に基づく投資許可が別途必要になりますので詳細を確認する必要があります。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「台湾進出」についてのご質問

Q5. 台湾には最低資本金等の制限はありますか。

原則、最低資本金の制限はありません。

しかし、業種別に別途制限があるもの（自動車リース業 5,000 万元、土木建設業 1,000 万元）や、外国人の就労許可証取得時に招聘元の法人の資本金要件（設立初年度の総経理の招聘には NTD 50 万以上が必要）がありますので、これらを考慮する必要があります。

Q6. 現地法人設立の概要を教えてください。

台湾での法人登記手続きは簡素化の傾向にあります。

外国資本による法人設立の場合、投資審議委員会の審査を受ける点が台湾資本法人とは異なります。投資審議委員会の審査後は、法人登記、税籍登録、貿易登録を行います。

一連の手続きは約 1 ヶ月～2 ヶ月程度で完了します。

設立に必要な経費については、業者に支払う設立代行手数料のほか、会計士の資本金監査費用、登録手数料（資本金の 4,000 分の 1 または最低額 NTD 1,000）となります。

Q7. 法人登記はどの住所でも可能ですか。

台湾では、土地や建物の用途が法令で細かく規定されており、自由に法人登記することはできません。賃貸借契約を締結する前に事業目的をその住所で行うことができるかどうかについて、事前調査しておく必要があります。

Q8. 訴訟・非訴訟代理人とは何ですか。

訴訟・非訴訟代理人は、支店及び駐在員事務所にのみ存在する法的責任者のことです。

外国法人（本社）の台湾地域における対外的責任者という位置づけです。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「台湾進出」についてのご質問

Q9. 現金以外の出資方法を教えてください。

外国人投資条例では、外国人（外国法人）による出資について、以下のいずれも認めています（外国人投資条例6条）。

ただし、現物出資の場合には当該現物の価額を客観的に示す必要があります。

具体的には当該現物の取得価額を示す原始証券や会計士の無形資産価値評価報告書等があります。

1. 現金
2. 自己の使用を目的とした設備及び原材料
3. 特許権、商標権、著作権、専門技術、その他知的財産権
4. その他主務機関が認める投資財産

Q10. 台湾の会社法上の役員（董事）の責任範囲を教えてください。

台湾の会社法では、会社の業務執行に関して他人に損害を与えた場合、役員の間接責任を規定しています。

Q11. 総経理と董事長について教えてください。

会社の代表権を有するのは董事長のみです。総経理（経理人）は会社定款や契約書で委任された範囲内の権限しか有しません。

Q12. 法人設立前に発生した経費はどのように処理すればいいですか。

台湾の法人設立準備期間中に発生した新設法人の関連費用は、登記完了後に新設法人の経費として計上することができます。但し、経費のエビデンスは新設法人名でなければ税務上の損金として認められません。親会社の名義で発行された領収書や発票は無効です。

なお、登記前に領収書を発行してもらう場合には、「〇〇股份有限公司籌備處」（〇〇株式会社準備処）と宛名に記載してもらえば新設法人のエビデンスであることを証明できます。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q1. 統一発票とは何ですか。

統一発票とは、日本の消費税と同様の最終消費者が負担する付加価値税のことで、その計算方法はどちらも基本的には売上にかかる税から仕入時に支払った税を控除することにより計算します。日本では企業が社内で記録している仮払消費税と仮受消費税を元に自主申告するのに対し、台湾では取引時に発行される発票という証明書が根拠となります。すなわち、仕入時に支払った営業税を売上営業税から控除するには、この発票を相手に発行してもらい、これを税務当局のシステムで認証することによって初めて支払営業税の控除が認められるのです。また、購入したモノやサービスを原価や経費に計上するためにも、この発票の保管が必要となります。一方販売側は取引相手の求めに応じて発票を発行すると、これが税務局のシステムに残りますので、売上を申告せざるを得ないという仕組みになっています。

Q2. クレジットカードの手数料にも統一発票は発行されますか。

クレジットカードの手数料は営業税の課税対象ですので、統一発票は発行されます。

Q3. 手数料と相殺した純額で統一発票を発行することは可能ですか。

手数料と相殺する場合であっても、必ず総額で発行しなくてはなりません。純額で発行すると売上の過少計上とみなされ、ペナルティが科されます。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q4. 返品・値引時に発行する「折讓單」とは何ですか。

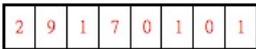
売上時に統一發票を発行した後で返品や値引があった場合、「折讓單」（売上戻り証明書）を別途発行する必要があります。「折讓單」には、返品・値引対象となった売上統一發票の番号のほか、品名及び単価、数量を記載し、買手に署名（個人の場合）または統一發票の捺印（法人の場合）をしてもらいます。

原發 開 立 單 銷 貨 位	名 稱	任開數位媒體行銷股份有 限公司	營業人銷貨退回進貨退出或折讓證明單											
	營利事業 統一編號	2 9 1 7 0 1 0 1												
	營業所在 地 址	台北市忠孝東路 2 段 130 號 5 樓之 3												
中華民國 年 月 日														
開 立 發 票				退 貨 或 折 讓 內 容						(打✓處) 備 註				
聯 式	年	月	日	字 軌	號 碼	品 名	數 量	單 價	退 出 或 折 讓		應 稅	零 稅 率	免 稅	
									金 額 (不 含 稅 之 進 貨 額)	營 業 稅 額				
3	99	7	7	CS	12345678	Notabag 諾特 包 萊姆	1	774	737	37	V			
合 計														

本證明單所列銷貨退回進貨退出或折讓，確屬事實，特此證明。

原進貨營業人
(或原買受人) 名稱： (蓋公司發票章)

地址： 縣市 鄉鎮區 村里 街路

營利事業統一編號： 段 巷 弄 號 樓室

第 聯：交付原銷貨人作為銷項稅額之扣減憑證。

Q5. 統一發票を書き損じた場合の処理について教えてください。

書き損じた統一發票は、二重利用を防ぐため、必ず買手から書き損じた統一發票を回収して新しい統一發票を発行します。回収した統一發票には「VOID」のスタンプを押印してから控えの用紙に貼付して保管します。なお、営業税の申告期（2 ヶ月に 1 回）を跨いで処理する場合には、「折讓單」の発行が必要となります。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q6. 前受金の受領時にも統一発票は発行されるのですか。

統一発票を発行するタイミングは業種により異なりますが、例えば、小売業で商品代金を前受金として先に受領している場合には、金銭を受受した時点で統一発票を発行する必要がありますが、宿泊業でチェックイン時に受け取るデポジットについては発行が特に義務付けられていなく任意とされています。

Q7. 統一発票の発行のタイミングは業種により異なるのですか。

統一発票を発行するタイミングは「營業人開立銷售憑證時限表」にて業種別に規定されています。期日までに発行しなかった場合には、ペナルティが科されます。

Q8. 法人税の申告書に記載する関係者間取引について教えてください。

年間の売上総額が NTD 3 千万以上を有する法人は、法人税の申告書（確定申告四表）の別添にて関係者間取引の開示が要求されます。

年間売上総額	移転価格税制上の文書作成	法人税申告書内の開示
NTD 3 億以上	「移転価格報告書」	必要
NTD 3 千万以上 NTD 3 億未満	簡易的証明書類	必要
NTD 3 千万未満	簡易的証明書類	不要

Q9. サンプル品にも関税はかかりますか。

サンプル品は少額免税の扱いとなりますので、関税はかかりません。

少額免税とは、関税標準額が NTD 2,000 以下のものを指します。

また、外交・軍事・教育関係のもの、旅行者が自己使用を目的としたものは金額に関係なく関税は免除されます。

関税標準額 = 貨物価格 + 保険料 + 運賃 + その他買手の負担手数料

・財政部關務署：<https://webcustomsgovtw/Default.aspx>

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q10. 台湾には外国税額控除制度はありますか。

台湾にも外国税額控除制度はあります。但し、当該役務行為が国外（台湾域外）で提供され、かつ、現地国で源泉税が納付済みであることを証明する必要があります。また、控除限度額は、台湾法人の課税所得に法人税率 20% を乗じた額ですので、台湾よりも法人税率が高い日本で負担した税金は全額控除することはできないことになります。

Q11. 源泉徴収と申告について教えてください。

台湾でも日本と同様に、従業員の給与払いに係る源泉税は存在します。源泉税は、居住者向け払いと非居住者向けで申告・納付の期限が異なります。

居住者向け払い

居住者向け払い（従業員の給与等）に係る源泉税は、支払日の属する月の翌月 10 日までに納税します。年度申告は、翌年の 1 月末までに支払調書を作成して行います。

非居住者向け払い

非居住者向け払いについては、支払日（送金日）から 10 日以内に納税します。申告は納税と同じタイミングで行う必要があります。

Q12. 営業税の申告スケジュールを教えてください。

営業税は 2 ヶ月分を一期として奇数月の 15 日までに申告します。例えば、1 月分と 2 月分は第一期として 3 月 15 日までに申告します。

Q13. 法人税の申告スケジュールを教えてください。

法人税は決算日から 5 カ月目の 1 ヶ月以内に申告します。例えば、決算月が 12 月の場合は翌年の 5 月末までに申告納付します。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q14. 台湾の主要税目について教えてください。

下表をご参照ください。台湾には「住民税」や「法人事業税」はありません。

税目	税率	内容
営利事業所得税	20%	日本の法人税に相当
所得税	5% - 40%	日本の所得税に相当
営業税	5%	日本の消費税に相当
関税	別途	輸入品に対して課される税金
証券取引税	停止中	2016年1月1日より停止中
貨物税	別途	貨物税の課税対象となっている物品を税像・輸入した際に課される税金 従価税と従量税がある
酒税たばこ税	別途	嗜好品に課される税金。1リットル単位または千本単位で所定の税率を乗じて計算
土地税	別途	公告地価に対して課される地価税と土地の譲渡益に対して課される 土地増値税がある
家屋税	1.2% - 5%	家屋の評価額に対して課せられる税金
契約税	2% - 6%	家屋の評価額に対して課せられる税金
印紙税	動産NTD 12 その他	課税文書（統一發票を発行しない金銭等の受領書）に課税される税金

Q15. 税金の申告納付はインターネット上からでもできますか。

インターネット上で申告や納税することも可能です。

詳細は財政部電子申告納付サービスのホームページをご覧ください。

- ・ 申告：<https://tax.nat.gov.tw/index.html>
- ・ 納付：<https://paytax.nat.gov.tw/Default.aspx>

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q16. 現地法人と支店では税負担は異なりますか。

現地法人と外国法人支店は、いずれも同一の税率を適用しますので税負担に違いはありません。

Q17. 台湾の税制優遇策を教えてください。

台湾には、産業創新条例の研究開発税制や中小法人発展条例の雇用促進税制等の租税優遇策があります。

原則、外国資本法人であっても要件を満たせば適用は可能です。

Q18. 日本法人に支払う技術指導料には源泉税が課されますか。

日本の親会社から台湾子会社に社員を派遣して技術指導を行ない、その対価を徴収するケースはよくあります。

非居住者に対する役務費用の支払いですので、源泉徴収が必要です（源泉税率は原則 20%）。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q19. 所得別の源泉税率を教えてください。

1回の源泉税がNTD 2,000以下である場合を除き下表の税率に基づく源泉税がかかります。

項目	台湾居住者（台湾法人）	台湾非居住者（外国法人）	
		通常	日台租税取決め（軽減税率）
給与	5 %	原則18 %	—
コミッション	10 %	20 %	—
利子	10 %	原則20 %	10 %
リース料（家賃等）	10 %	20 %	—
ロイヤリティ（使用料）	10 %	20 %	10 %
業務執行報酬（会計士等）	10 %	20 %	—
配当	なし	20 %	10 %
財産取引所得	申告納税	20 %	—
その他	申告納税	20 %	—
宝くじ等*2	10 %	20 %	—

Q20. 保税取引とは何ですか。

保税取引とは、ある一定の地域（保税地域）に置かれた外国貨物の関税の賦課を一時的に留保することをいいます。台湾には、保税区として予め指定されたエリアと、これとは別に税関に個別申請して自らの保税拠点として登録する保税倉庫等があります。

Q21. 関税とは何ですか。

関税とは、一般的に物品の輸入に際して課せられる税金で、物品の価格や重量、品目に応じて所定の税率を乗じて計算されます。輸入品は、課税区に到着した日の翌日より15日以内に申告する必要があります。申告を怠った場合、仕入の損金算入が認められません。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q22. 印紙税とは何ですか。

印紙税とは、取引の明確化と安定性を担保する文書に対する税金です。課税対象となる文書及び税額は以下のとおりです（印紙税法第7条）。

- ・ 金銭領収書：表示金額の 1000 分の 4
- ・ 請負契約：表示金額の 1000 分の 1
- ・ 不動産の抵当権設定、売買等：表示金額の 1000 分の 1
- ・ 動産売買契約 NTD 12

なお、台湾の印紙税は台湾内で締結された契約書を課税範囲としますので国外で締結された契約書は台湾で課税されません。

Q23. 移転価格税制について教えてください。

台湾の移転価格税制は、OECD のガイドラインに準拠していますが、納税者側に移転価格報告書等の事前準備を定めている点に特徴があります（所得税法 43 条 -1）。報告書の作成方法は原則自由ですが合理的に説明根拠を示す必要があります。専門家である会計士事務所に依頼するケースが一般的です。

Q24. 移転価格報告書の作成義務について教えてください。

年間売上総額が NTD 3 億以上の法人には、「移転価格報告書」の作成義務があります。但し、基準以下の小規模法人は例外的に簡易報告書による代替も可能です。

Q25. 営業税とは何ですか。

台湾域内における物品または役務の販売および物品を輸入する行為は、すべて「付加価値型および非付加価値型営業税法」（通称、「営業税法」）の規定に基づき営業税が課されます。一部特殊な業種（金融業、風俗業等）を除き、そのほとんどが付加価値型（VAT=Value Added Tax）を採用しています。日本でいう消費税に近い概念です。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q26. 台湾の営業税は内税方式ですか、外税方式ですか。

内税方式です。

但し、買受人が営業人の場合には、営業税と販売対価を区分して統一発票を発行する必要があります。

Q27. 営業税の納税義務者は誰ですか。

納税義務者について、営業税法 2 条に以下の規定があります。

営業人が非居住者の場合には、買手が納税義務者となります。

- ・ 物品または役務を販売する営業人
- ・ 輸入物品の荷受人、所有者
- ・ 外国法人等で台湾に PE を有しない場合は当該役務の購入者（または代理人）等

Q28. 営業税の仕入控除について教えてください。

日本の消費税と同様、営業税は、売上税額から仕入税額を控除して納税します。

但し、以下に該当する場合には控除することができません（営業税法 19 条）。

- ・ 統一発票がないもの、不備のあるもの *
- ・ 本業に関連しない物品または役務
- ・ 接待に要した物品または役務
- ・ 一部の従業員を対象とした福利厚生費に費消した物品または役務（但し、従業員全員を対象とする場合は控除可能）
- ・ 小型自動車購入等

* 不備とは、統一発票に社名、統一番号または会社住所が記載されていない、もしくは未記載の場合を指します。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q29. ゼロ税率とは何ですか。

輸出取引のような営業税の課税対象外取引は、売上額に対して0%の営業税を課して税額計算をします。

ゼロ税率は免税とは違い、仕入税額の還付計算に含めることができます。

以下はゼロ税率の対象項目です（営業税7条）。

1. 物品の輸出
2. 輸出に係る役務、または台湾内で提供し台湾外で使用される役務
3. 免税店で出国者向けに販売される物品
4. 保税区の事業者に対する物品、役務
5. 国際運輸及びそれに係る船舶、航空機、遠洋漁船の販売またはその修繕
6. 保税区事業者が課税区事業者に販売した物品のうち、課税区を経由せずに直接台湾外へ輸出されるもの
7. 保税区事業者が課税区事業者に販売した物品のうち、自由貿易港区事業者または保税倉庫または物流センターに保管されるもの等

Q30. ゼロ税率の還付計算を教えてください。

台湾内の課税法人が、台湾内で商品を100で仕入れ、400の利益を乗せて500で輸出販売する事例で考えてみましょう。

仕入時の仮払営業税は仕入価格に5%を乗じて計算します。一方、仮受営業税は輸出販売であるためゼロ税率を適用して算出します。

仕入時の仮払営業税： $100 \times 5\% = 5$

輸出販売時の仮受営業税： $500 \times 0\% = 0$

したがって、要納付営業税額は仮受税額0から仮払税額5を控除後の△5となり、営業税が5還付されることとなります。

なお、免税（営業税の課税対象外）はゼロ税率とは別の概念です。したがって、土地の売買や教育・医療提供等の免税項目は営業税の控除対象にはなりません。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q31. 外国法人でも営業税の申告は必要ですか。

詳細は概要の項目でも説明しましたが、台湾内に輸入する物品や海外から購入し台湾内で使用(利用)される役務は原則営業税の課税対象に該当しますので、販売者が外国法人であっても原則5%の営業税がかかります。

なお、外国法人は納税単位を有していませんので、実際の営業税の納付は、買手による代納か、台湾居住者(法人)を営業代理人として指定し、当該営業代理人が代納するという方法をとります。

Q32. 輸入品の営業税について教えてください。

営業税法第9条で規定する免税項目を除き、原則、輸入される物品は全て営業税が課されます(通関時に税関が代理徴収)。

但し、少額輸入品は免税扱いですので、1つの包装に梱包された輸入物品の課税価格の合計額がNTD 2,000以下(半年で6回を上限とする)の場合は徴収されません。ただし、同一差出人から同一名宛人に同一時期に分散して配送されたものは、合算した課税価格となりますので、1回の課税価格が少額だからといって免税扱いになるとは限りません。

Q33. 越境 EC でサービス(役務)提供を行う外国法人の営業税の取扱いを教えてください。

2017年5月1日より、台湾内で電子役務を提供した外国法人は、台湾法人と同様に営業税が課されることになりました。

オンラインゲームや配信を含む電子役務を台湾内の消費者に提供し、同域内における売上が年間NTD 48万を超える事業者が対象となります。これを受けて、アマゾンやアップル、Agoda等では、同規定に基づく税籍登録及び申告準備を行っているとのこと。実際の営業税額は申告する月の月末の台湾ドルレートで計算します。未申告等により規定に違反した場合、ペナルティが科されます(営業税法第28条第1項)。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q34. サイエンスパークの管理費は営業税の課税対象ですか。

サイエンスパーク事業の従事者及び金融機関等にて徴収される管理費は、物品及び役務の売買収入には該当しないため、営業税の課税対象外です（科学工業園区設置管理條例第 27 條第 1 項）。

Q35. 個人家主の家賃収入は営業税の課税対象ですか。

個人が自己所有の建物、または借家を他人に又貸し（サブリース）して得た家賃収入があり、かつ、以下のいずれかに該当する場合は、営業税の課税対象となります。

1. 固定の営業場所を有している（ホームページも含む）
2. 商号を有している（未登記の商号も含む）
3. 人を雇用しリース（またはサブリース）業務に従事させている

なお、上記のいずれにも該当せず、営業税の課税対象外であっても、所得税の課税所得として申告は必要となります。

Q36. 台湾法人が外国法人に支払う設計費用は営業税の課税対象になりますか。

これは、役務の輸入行為に該当するため、原則営業税の課税対象となります。ただし、買受人が営業税法上の課税法人で、かつ、当該役務が物品や役務の課税販売に供する目的で購入される場合は営業税が免除されます（営業税法第 36 条）。例えば、台湾法人（課税法人）が自社製品の製造機械の設計を外国法人に依頼する場合、営業税は免除されます。

Q37. 会社の解散・清算時の残余財産分配に営業税はかかりますか。

会社の解散・清算時における残余財産の現物分配及び引継ぎ資産の売却は、物品の販売行為に該当しますので、営業税の課税対象となります。

したがって、統一発票の発行と仮受営業税の計上が必要となります（営業税法第 3 条、営業税法施行細則第 19 条）。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q38. 外国法人が技術者を派遣して台湾内に所在する機器を修理する行為は営業税の課税対象になりますか。

外国法人が技術者を派遣して台湾内で修理する行為は、役務の輸入に該当するため、原則、営業税の課税対象となります。しかし、当該役務が物品や役務の課税販売に供する目的で購入される場合は営業税が免除されます（営業税法第 36 条）。

Q39. 自社商品を他社に無償提供する場合でも、統一発票は発行しなければなりませんか。

原則、有償・無償にかかわらず、他人に自社商品を提供する行為は物品販売に該当するため統一発票の発行が必要です。しかし、提供の目的が見本品の贈呈または景品使用である場合には、例外的に統一発票を発行する必要はありません。その代わりに以下の要件を満たしておく必要があります（営利事業所得税査核準則 78 条-第 6 項、7 項）。

1. 見本品の贈呈時：受領者、見本品の品名、数量を記入した領収書を取得すること
(なお、国外の業者に贈呈した場合には、発送証明書と明細書も必要)
2. 景品を付けての販売時：当該売上にかかる統一発票に景品贈呈済みであることを記載し、統一発票の番号、金額、景品の品名、数量および金額を記載する景品支出日報表を作成すること

Q40. 国外から保税区内に直接搬入した物品は輸入行為に該当しますか。

台湾の当局が指定する以下の保税区域で受入れる行為は、輸入に該当しませんので営業税は免除されます（営業税法第 5 条、6 条 -1）。

- ・加工輸出区
- ・サイエンスパーク
- ・農業科技園区
- ・自由貿易区
- ・税関が監督管理する保税工場
- ・保税倉庫
- ・物流センターまたはその他主務機関が指定する区域

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q41. 保税区の営業人が課税区に保税品を販売する行為は、 営業税の課税対象になりますか。

保税区から非保税区に物品（免税指定品を除く）を販売する行為は、輸入に該当しますので営業税が課されます（営業税法第5条、6条-1、41条）。

Q42 現物出資による第三者割当増資の引受けは 営業税の課税対象でしょうか。

現物出資による第三者割当増資の引受けは、資産譲渡に該当するため、営業税の課税対象となります。営業税額は、資産時価と取得した株式時価のいずれか高い方を課税売上額として算出します。統一發票の発行も必要です。
(財政部 1.23 台財税字第 09804510720 号解釋令)。

Q43. 営業税のゼロ税率と免税の違いについて教えてください。

ゼロ税率

輸出貨物に対する営業税率を 0% とするものを指します。輸出販売時の仮受営業税は 0 になりますので仕入時の仮払営業税を控除後の残高はマイナス表示（税金還付）となります。

免税

消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から税金を免除しているものを指します。課税対象外ですので仮払営業税（仕入分）を控除することはできません。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q44. 営業税のゼロ税率が適用される物品及び役務を教えてください。

- ・ 物品の輸出版売
- ・ 輸出に関連した役務提供
- ・ 保税区の営業人への物品販売または役務適用
- ・ 台湾内で提供し国外で使用する役務等（営業税法第7条）

Q45. 営業税の免税項目を教えてください。

- ・ 土地の販売
- ・ 農業
- ・ 漁業
- ・ 畜産
- ・ 金融
- ・ 医療
- ・ 教育
- ・ 出版等に関する物品販売または役務提供（営業税法第8条-1）

Q46. 営業税の輸入非課税項目を教えてください。

- ・ 国際運輸の船舶
- ・ 航空機器
- ・ 遠洋漁船
- ・ 金塊
- ・ 金貨
- ・ 関税法第49条で指定するもの等（営業税法第9条、9条-1）

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「会計税務」についてのご質問

Q47. 会社の資産を売却処分する場合、営業税は課されますか。

資産の処分により対価を得る場合には、物品の販売行為となるので営業税の課税対象となり、申告納付が必要です。

Q48. 三国間貿易（仲介貿易）のコミッション収入はゼロ税率を適用できますか。

三国間貿易により仲介手数料として得たコミッション収入は、ゼロ税率を適用することができます。但し、ゼロ税率を適用するには、Exchange memo（進出口結匯證實書）や信用状の写しを揃えて税務当局に許可申請を行う必要があります（財政部 8.18 台財税第 770572584 号解釈令）。なお、ここでいう仲介業務は、物品の瑕疵担保責任を負わないことを前提としています。

Q49. 従業員の食事手当は営業税の控除対象となりますか。

食事手当は営業税の控除対象外です（財政部 10.2 台財税第 7526396 解釈令）。

Q50. 営業税の還付を受けられるケースについて教えてください。

以下のいずれかに該当する場合には営業税の還付を受けることができます。それ以外の場合は留保します。

1. 物品の販売または役務提供時にゼロ税率を適用し、仮払営業税が仮受営業税を上回ったとき
2. 固定資産の取得により仮払営業税が仮受営業税を上回ったとき
3. 合併、買収、解散等により登記を抹消し仮払営業税が仮受営業税を上回ったとき等（営業税法第 39 条）

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「人事労務」についてのご質問

Q1. 外国人が台湾で就業する際、必要となる手続は何ですか。

外国人が台湾で就業（「営業活動」を行う）場合は、期間や内容に関係なく、就労許可証が必要です。「営業活動」とは、対価を獲得するために活動した全ての行為を指しますが、視察や契約交渉等はこれに含まれません。なお、台湾人と結婚した外国人配偶者で居留許可を得た場合には就業許可は必要ありません。

Q2. 就労許可証・居留証とは何ですか。

外国人が台湾で就労する際、就労許可証の取得が必要です。これは台湾法人による招聘で申請します。就労許可証を取得後は、居留証を申請します。居住期間が6カ月を超える場合には強制ですが6カ月未満の場合は任意となります。

居留証とは、外国籍者が台湾で生活する際の身分証の役割を果たしています。したがって、社会保険の加入や賃貸契約、携帯電話の契約等に必要となります。

Q3. 外国人駐在員の家賃等を会社経費にする要件を教えてください。

原則、個人的に費消した経費を会社の費用に計上することはできません。

しかし、外国籍者の経営管理者（総経理）に限り所定の要件を満たした場合は、経費とすることができます。

例えば、台湾での駐在に関連する赴任時帰任時の本人・家族の旅費交通費、会社が提供した住居の家賃、引っ越し費用、水道光熱費、電話代、子女の教育費等を経費にすることができるほか、当該個人の所得に含める必要もありません。

詳細は外籍專業人士租稅優惠之適用範圍に要件が記載されています。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「人事労務」についてのご質問

Q4. 外国人駐在員家族の健康保険加入要件を教えてください。

駐在員の家族も被雇用者と同様、居留証取得後、即日加入が義務付けられます。
加入手続きを怠って保険料が未納となった場合には健康保険局から請求されます。

Q5. 台湾の社会保険制度について教えてください。

日本の健康保険や労災保険に相当するものとして、「全民健康保険」と「労働者保険」があります。また、日本にはない法定の従業員退職制度というものがあります。

	全民健康保険	労働者保険
概要	台湾居住者の傷病・出産・死亡に係る医療費を給付する制度	台湾労働者の社会安全を法的に保証する制度
保険率	4.69 %	9.5 %
保険負担割合	雇用主60% 被保険者（従業員）30% 政府10%	雇用主70% 被保険者（従業員）20% 政府10%
保険料	標準報酬額×保険料率または保険料額表に基づく 参照： https://tppgodo.com/social-insurance-in-taiwan/	
給付内容	出産育児、傷害疾病	出産育児、傷害疾病、失業、老齢給付、死亡
加入対象	被保険者その扶養家族	5名以上の従業員を有する事務所は強制加入
根拠規定	全民健康保険法 全民健康保険施工細則	従業員保険条例 就業保険法 労働基準法 賃金立て替え保証
国籍要件	なし	原則なし
その他	被雇用者は即日加入可 学生・配偶者は居住期間6ヶ月間経過後加入可	労工保険の構成要素の一つである失業保険については一部例外を除き外国籍者は加入不可

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「人事労務」についてのご質問

Q6. 社会保険料の納付はインターネット上でも可能ですか。

はい、労働勞工保険局のウェブサイトから納付が可能です。
詳細は財政部電子申告納付サービスのホームページをご覧ください。

労働勞工保険局：<https://www.bli.gov.tw/default.aspx>

Q7. 医療機関受診時の保険適用要件について教えてください。

全民健康保険の「健康保険カード」で受診した場合、保険が適用されます。
保険カードを忘れた場合、全額自己負担になりますが、10日以内に保険カードと領収書を持参して再度受診した医療機関に提示すれば、当該負担分の還付を受けることが可能です。

Q8. 健康保険の加入手続について教えてください。

新設会社はまず、適用事業所の登録と従業員及び扶養家族の加入手続を行います。
被保険者の従業員は各自で「健康保険カード」の申請を行います。

Q9. 健康保険料はどのようにして決まるのでしょうか。

従業員の健康保険料は、給与に一定の保険料率を乗じたものを雇用主と従業員が原則的に折半で負担します。保険料は課税給与所得（免税扱いの食事手当でNTD 2,400と残業代控除後の額）に基づき算定します。

Q10. 健康保険料の納付方法を教えてください。

健康保険局の窓口で直接納付するほか、金融機関での引き落としや振込み、オンライン納付が選択できます。なお、NTD 2万以下の少額納税はコンビニエンスストアでも支払いが可能です。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「人事労務」についてのご質問

Q11. 労働者保険（労工保険）について教えてください。

台湾では労災・就業保険として「労工保険」という制度があります。
 広義の「労工保険」には①労工保険と②就業保険の二つから構成されます。
 原則、従業員 5 名以上の事業所は、満 15 才以上 60 才以下の従業員を対象に強制加入となっています（外国人従業員を含む）。
 従業員 5 名未満の事業所は任意加入ですが、日系企業はほぼ加入しています。

Q12. 従業員退職金制度の概要を教えてください。

台湾では法律で定年退職制度を設けています。
 このため、雇用主は一定要件を満たす従業員に対し、毎月一定額を外部に拠出する必要があります（2005 年 7 月「労働者退職金条例」の適用開始に伴い従前の社内積立は撤廃済）。
 拠出額は毎月の給与額に基づき算定し、費用計上します。

	新制度退職金適用者 (2005年7月1日以降)	旧制度退職金適用者 (2005年6月30日前)
拠出額	雇用主は従業員の月給の6%以上の拠出が必要 (従業員の任意拠出も可)	雇用主は従業員の月給の2~15%の範囲で 拠出が必要(従業員の任意拠出も可)
従業員の受領条件	満60歳以上または死亡時	同一企業に10年以上勤続する満60歳以上 (または15年以上、55歳以上)
拠出先	労工保険局 個人専用口座で管理	台湾銀行企業単位の退職金口座
根拠規定	労工退職金条例	労働基準法
外国籍者の加入	配偶者ビザを有する外国籍者のみ加入可	外国籍者の加入も可

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「人事労務」についてのご質問

Q13. 退職金の運用は誰が行うのですか。

労働部労働基金運用局が運用します。個人では行いません。
運用率は、市中銀行の2年定期金利を上回るようあらかじめ保証されています。
運用結果がこれを下回った場合、国庫から補填される仕組みとなっています。

Q14. 退職金はどのように受け取るのですか。

受給資格は満60歳以上または死亡時となっています。
受給資格を満たした時点で、受給資格者自らが所定の書類を労働局に提出して受給します。
会社側が行う手続きは特にありません。

Q15. 従業員の解雇手続きについて教えてください。

雇用主の都合で解雇する場合、勤務期間に応じて離職日から30日以内に所定の解雇手当を支給しなければなりません。所定の期間を定めずに即日解雇する場合には、予告通知期間相当分の賃金を別途支払う必要があります。

Q16. 就業規則は作成する必要がありますか。

常時30名以上の従業員を有する事業所は、就業規則の設置と労働局への届出が義務付けられていますが、これに満たない場合は特に設置義務はありません。
しかし、実務上は社内管理の目的で設置する事業所がほとんどです。
労働局のホームページからテンプレートをダウンロードできます。

Q17. 従業員を採用する際の留意点を教えてください。

雇用主は従業員を雇用した即日から労働保険と健康保険に加入させる義務があります。
社会保険の加入は勤務形態に関係なくアルバイトを含む全従業員が対象です。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「人事労務」についてのご質問

Q18. 台湾には「内定」や「試用期間」の習慣はありますか。

台湾には、日本の「内定」という概念は存在しません。
正式な「雇用契約書」の締結を完了するまでは、雇用予定者を確保することはできません。
試用期間については台湾の法律上明確な規定はありませんが、一般的には3ヵ月程度の期間を設けて従業員と雇用主が個別に契約して試用期間を設けるという運用がなされています。

Q19. 健康診断の受診義務について教えてください。

雇用主は従業員に対し、定期的に健康診断を実施する義務があり、その費用も雇用主が負担することを規定しています。（「職業安全衛生法」及び「労工健康保護規則」）。

Q20. 法定労働時間について教えてください。

台湾の労基法では、労働者の法定労働時間を1日8時間、1週間40時間と規定しています。
これを超過する場合、時間外労働として所定の残業代を付与することを義務付けています（労基法38条）。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「人事労務」についてのご質問

Q21. 台湾の法定休暇について教えてください。

台湾では、「労働基準法」「勞工請假規則（労働者休暇申請規則）」に基づき法定休暇が規定されています。詳細は下表を参考ください。

休暇の種類	内容	根拠規定																
例假（週休二日）	原則、連続する7日間につき2日間の休日を付与し、うち1日を例假日、もう1日を休息日とする。	労働法36条																
固定休日	内政部及びその他主務期間が指定する休日をいう。	労働法37条																
有給休暇	<p>勤続年数に応じて、下記の有給休暇を付与しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務期間</th> <th>付与日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月・1年未満</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1年・2年未満</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>2年・3年未満</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>3年・5年未満</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td>5年・10年未満</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>1年につき1日を追加付与する。 (但し上限は30日までとする)</td> </tr> <tr> <td>退職時</td> <td>未消化分につき雇用主は買取りの義務がある。</td> </tr> </tbody> </table>	勤務期間	付与日数	6ヶ月・1年未満	3日	1年・2年未満	7日	2年・3年未満	10日	3年・5年未満	14日	5年・10年未満	15日	10年以上	1年につき1日を追加付与する。 (但し上限は30日までとする)	退職時	未消化分につき雇用主は買取りの義務がある。	労働法38条 特別休暇試算表
勤務期間	付与日数																	
6ヶ月・1年未満	3日																	
1年・2年未満	7日																	
2年・3年未満	10日																	
3年・5年未満	14日																	
5年・10年未満	15日																	
10年以上	1年につき1日を追加付与する。 (但し上限は30日までとする)																	
退職時	未消化分につき雇用主は買取りの義務がある。																	
結婚休暇	<p>8日間 婚姻日の10日前から婚姻後3ヶ月以内までに休暇申請が必要である。 但し会社が同意した場合に限り、1年以内の申請も可能。 当該期間の給与は全額支給とする。</p>	勞工請假規則 (労働者休暇申請規則)2条																
忌引	<p>本人と死亡者の関係により下記の休暇を付与しなければならない。 1、父母、養父母、継父母、配偶者の場合8日間とする。 2、祖父母、子女、配偶者の父母、配偶者の養父母、継父母の場合は6日間とする。 3、曾祖父母、兄弟姉妹、配偶者の祖父母の場合は3日間とする。</p>	勞工請假規則 (労働者休暇申請規則)3条																
普通傷病休暇	<p>状況に応じて下記の休暇を付与しなければならない。 1、通院の場合、1年間で合計30日以内とする。 2、入院の場合、2年間で合計1年以内とする。 3、通院傷病休と入院傷病休は、2年で合計1年以内とする。</p>	勞工請假規則 (労働者休暇申請規則)4条																
労災休暇	業務上の事由により傷害疾病を患い、治療及び休息が必要な場合には労災休暇を付与しなければならない。	勞工請假規則 (労働者休暇申請規則)6条																
私事休暇	1年間で合計14日以内とする。	勞工請假規則 (労働者休暇申請規則)7条																
公休	法令に基づき付与しなくてはならない。	勞工請假規則 (労働者休暇申請規則)8条																

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「人事労務」についてのご質問

Q22. 台湾の週休二日制（例假日と休息日）について教えてください。

2017年の労基法改正により、原則7日ごとに2日以上の日を設けることならびに、そのうち1日を「例假日」とし、もう1日を「休息日」とするよう定められました（例外的に14日間ごとに4日間の休日設けることも可能）（労基法36条）。

「例假日」とは

天災、事変等の特別な場合を除き、原則従業員を勤務させることはできません。従って、シフトの関係等やむを得ず勤務させてしまった場合には労基法違反法人として当局のリストに掲載されるほか、罰則等が科されます。尚、天災事変等により、例外的に勤務させなければならなかった場合には、通常賃金の二倍を支払う義務が生じます。

「休息日」とは

従業員の同意があれば、残業扱いで勤務させること自体に問題はありません。しかし、残業時間の算定方法は通常のコ残業とは異なります。休息日の残業時間は4時間単位で計算されるため、たとえ勤務時間が1時間だけであっても4時間で計算しなければなりません。

Q23. 残業代の計算方法について教えてください。

残業代の計算は、残業時間 × 1時間当たりの平均月給 × 割増率で算出します。残業時間とは、法定労働時間（労基法36条規定の時間）を超える時間を指し、これを超える勤務時間については時給レートを乗じた残業代を支払わなくてはなりません。（但し、変形労働時間制（シフト制）は別途扱い）。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「人事労務」についてのご質問

Q24. 選挙投票日に出勤した際の給与はどうなりますか。

台湾では、雇用主は投票権を有する従業員に対して、投票日を休日にしなければなりません。（「指定總統副總統選舉罷免投票日、公職人員選舉罷免投票日及公民投票日為勞動基準法第三十七條第一項所定應放假日」）。

したがって、この日を勤務日とした場合には、残業代の支給が必要となります。（但し、変形労働時間制（シフト制）は別途扱い）。

Q25. 変形労働時間制の届出制度について教えてください。

台湾では所定の要件を満たす一部の業種に対しては、事前に届出することを要件に4週間単位の変形労働時間制（シフト制）を認めています。

シフト制を採用する事業所は、労働契約書及び就業規則にてシフト制採用の旨を明記しなくてはなりません。勤務シフトは勤務開始月の前月末までに作成し、実績を勤怠管理表（始業時刻、終業時刻、変形労働時間の開始日等）で管理します。所定労働時間は、法定労働時間に収まるよう管理しなければなりません。

Q26. 祝日（法定休暇）の残業で注意することはありますか。

台湾の労基法では、中秋節や国慶節等の法定休暇に従業員を勤務させる場合、従業員の事前同意書がなければ当該勤務日の賃金を通常賃金の1倍分を加算して支給するほか、振替休日を別途付与する必要があります。但し、予め従業員から事前の同意書を得ている場合は加算支給は不要となり、振替休日のみを付与する形となります。

Q27. 有給休暇の買取り義務について教えてください。

台湾では、勤続年数に応じて、従業員に年次有給休暇を付与することが規定されています（労基法38条）。従業員の有給休暇が年度末または退職時において未消化で残っている場合、雇用主はこれを買取る義務があります（相当分の賃金を支給）。

会計上は給与の引当計上が必要となります。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「お支払い」についてのご質問

- Q1.** 現在すでに別の会計事務所に依頼していますが、
見積りだけお願いすることは可能でしょうか。

はい、ご依頼内容と資本金額、直近期の財務数値及び従業員数等をお問い合わせからご連絡いただければ、お見積りをお送りいたします。

- Q2.** 支払は日本円と台湾ドルのどちらになりますか。

どちらでも可能ですが、すでに台湾に拠点があるお客様には税金面、手続面から台湾ドルでの決済をお勧めしています。

- Q3.** 単発で台湾の業界調査を行いたいのですが依頼は可能ですか。

はい、ご依頼内容をお問い合わせからご連絡いただければ、こちらより後日お電話にて詳細を確認させていただきお見積りを作成いたします。

「通訳・翻訳」についてのご質問

- Q1.** 台湾に拠点は無いのですが、台湾企業との取引があります。
交渉や通訳翻訳のサポートは可能ですか。

はい、台湾企業とのメールや電話でのコミュニケーションサポートから、出張同行まで貴社のご要望に合わせた対応が可能です。台湾の商習慣や社内政治についても知見がございますので、言葉のコミュニケーションだけでは理解しにくいニュアンスもくみ取りながら交渉をサポートいたします。

- Q2.** 貴社に通訳を依頼するメリットについて教えてください。

日本語が堪能な台湾人で日系企業での勤務経験のある方でも、国際税務や社内の労務関係まで携わるケースはあまりありません。特に設立初年度は台湾の商習慣や税制について日本との比較で理解する必要があると考えております。設立代行や税務処理の経験豊富な弊社では日系企業が陥りやすいポイントをご説明しながら進めますので効率良く意思疎通が図れると思います。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「コンサルティング」についてのご質問

Q1. 初回相談は無料ですか。

はい、初めてのお客様に限り、初回 30 分は無料でご対応させていただいております。
お問い合わせフォーム、またはお電話からお気軽にお問い合わせください。

Q2. 月単位での契約は可能ですか。

はい、可能です。詳細は料金案内をご覧ください。

Q3. 地方の会社のコンサルティングも対応可能ですか。

はい、可能です。地方の企業様にはテレビ会議や電話、メールをメインにお打合せさせていただいております。必要に応じて出張もいたします。

Q4. 台湾拠点のローカル従業員とのコミュニケーションを お願いしたいのですが、可能ですか。

はい、可能です。現在、ご契約いただいている顧客企業様の中には週 1 回、
弊社 - 日本本社 - 台湾子会社の三者で定例の電話会議を開催しています。
事前に討議項目と会議終了後の議事録を共有することで、双方の理解に齟齬がないように
しております。

Q5. 現在、台湾のローカル会社と取引をしていますが、 細かいニュアンスがうまく伝わらず双方に誤解が生じていますが、 サポートしていただけますか。

はい、可能です。台湾の商習慣や社内政治についても知見がございますので、言葉のコミュニ
ケーションだけでは理解しにくいニュアンスもくみ取りながら問題解決に向けたサポー
トが可能です。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「コンサルティング」についてのご質問

Q6. 「小回りが効く」「対応が早い」という印象ですが、何か秘訣があるのですか。

弊社では、経営において「時間」はとても大切な資源だと考えています。台湾ビジネスを担う顧客企業様の“身近な相談役”として、経営者さまが必要とされている支援を見極め、必要な方向性や実践プランを決定します。「会計 × 中国語 × 中華圏での勤務 10 年超」があるからこそ、ご提案できるコストパフォーマンスだと考えております。

Q7. 人事労務の相談や登記手続の代行もお願いできますか。

はい、可能です。台湾には、日本のような司法書士や社労士は存在しません。登記手続や社会保険、雇用契約、就業規則の届出は会計士と弁護士が取扱います。

Q8. 一般のコンサルティング会社と何が違うのですか。

弊社の代表は自らが上海・台北で 10 年超の勤務経験のある、日本人で唯一の台湾公認会計士です。ビジネスの共通言語は会計です。大手監査法人での豊富な経験を有し、専門家 × 通訳 × 現場感覚を併せ持つため、非常に効率よく問題解決の糸口を探ることが可能です。一般のコンサルティング会社では、通訳者と会計、人事労務の担当者が分断しているため、時間とコストが余分にかかるうえ、俯瞰的にアドバイスすることが比較的難しい傾向にあります。

Q9. 顧問契約を結ぶと、どのようなコンサルティングをしてもらえるのですか。

お客様の状況によりませんが、顧客企業様にヒアリングしたうえで、その時点で最も必要な対策から順番に実施していきます。ご要望に応じて、経営会議への参加や台湾拠点の現場担当者との連絡業務、規程作成支援や翻訳、業界情報の調査も行います。また、他社様の事例を踏まえた全般的な経営アドバイスも可能です。

お客様からよくいただく質問をおまとめしました。

「コンサルティング」についてのご質問

Q10. こちらの要望に対して柔軟に対応いただけますか。

当社の強みは、臨機応変に対処できる「フットワークの良さ」と「柔軟性」です。LINE や Skype を利用し、台湾と日本間の三者会議のコミュニケーションサポートを行うほか、日本本社の監査要請により台湾子会社（支店）に出張代行することも可能です。業務内容に応じた個別の見積りも作成いたします。

Q11. 費用はどのくらいかかるのですか。

費用プランは料金案内をご覧ください。

Q12. まだ具体的な依頼事項はないのですが、 今後 M&A や業務提携等を模索中です。 検討段階でのアドバイスをお願いすることは可能ですか。

はい、検討段階でのアドバイスも可能です。
まだ相談事項が明確でない場合には、90分単位のスポットコンサルティングをご利用ください。詳細は料金案内をご覧ください。